

三木市防災会議資料

I 「三木市地域防災計画（本編）」および「三木市地域防災計画（参考資料集）」の修正事項

- 災害時における応援協定の追加
- 国・県の計画変更に伴う変更
- 応急仮設住宅建設予定地の変更

I 「三木市地域防災計画（本編）」の修正事項

1 三木市地域防災計画（本編）修正箇所 (: 追加・修正内容)

項目	現行計画	修正項目
第1章 総則	<p>第2節 防災機関の業務の大綱</p> <p>2-7 その他（相互応援協定締結リスト）</p> <p>●新たに締結した協定を追加</p> <p>第4節 女性の視点を踏まえた防災計画の作成</p> <p>東日本大震災の発災後の検証から女性に対する配慮、対応への不備等の課題が明確になり、次のような問題点が明らかになった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平時における防災の検討や避難所運営等災害現場の意思決定に、より多くの女性を参画させる必要があること。 2. 防災・震災対応に女性の視点からの配慮が必要なこと。 3. 避難所などにおいて、「炊事や洗濯、掃除などは女性の役割である」というような固定観念が強まったこと。 <p>これらの問題を解決するため、本計画は、女性の視点を踏まえた防災対策に留意する。特に、物資の備蓄や提供及び避難所運営においては、女性の視点での考えを反映させる。</p> <p>4-1 防災計画</p> <p>防災会議委員に女性委員を登用し、地域防災計画や各種マニュアルの作成や改定を行う際、女性の細やかな視点及び感性を反映する。</p> <p>4-2 避難所運営</p> <p>避難所運営組織に女性の参画を求め、避難所運営は男女が助け合って行うものとする。避難所の運営については、プライバシーの確保、妊産婦や育児中の母親への配慮、相談窓口の設置、防犯対策などに留意する。</p> <p>4-3 (略)</p> <p>4-4 震災復興</p> <p>復興計画やまちづくりの検討組織に必ず女性が委員として参画できるように</p>	<p>第2節 防災機関の業務の大綱</p> <p>2-7 その他（相互応援協定締結リスト）</p> <p>協定先：兵庫県司法書士協会 協定題目：災害時における被災者相談業務 締結日：R6.3.27</p> <p>協定先：株式会社 shoichi 協定題目：災害時における防災活動協力に関する協定 締結日：R6.4.1</p> <p>協定先：株式会社マルカ 協定題目：災害時等における無人航空機の運用に関する協定 締結日：R6.5.13</p> <p>第4節 男女共同参画の視点を踏まえた防災計画の作成</p> <p>東日本大震災の発災後の検証から男女共同参画（以下、本節においてのみ「女性等」という。）に対する配慮、対応への不備等の課題が明確になり、次のような問題点が明らかになった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平時における防災の検討や避難所運営等災害現場の意思決定に、より多くの女性等を参画させる必要があること。 2. 防災・震災対応に女性等の視点からのアプローチや配慮が必要なこと。 3. 避難所などにおいて、「炊事や洗濯、掃除などは女性の役割である」というような固定観念が強まったこと。 <p>これらの問題を解決するため、本計画は、女性等の視点を踏まえた防災対策に留意する。特に、物資の備蓄や提供及び避難所運営においては、女性等の視点での考えを反映させる。</p> <p>4-1 防災計画</p> <p>防災会議委員に女性委員を登用し、地域防災計画や各種マニュアルの作成や改定を行う際、女性等の細やかな視点及び感性を反映する。</p> <p>4-2 避難所運営</p> <p>避難所運営組織に女性等の参画を求め、避難所運営は男女が助け合って行うものとする。避難所の運営については、プライバシーの確保、妊産婦や育児中の母親への配慮、相談窓口の設置、防犯対策などに留意する。</p> <p>4-3 (略)</p> <p>4-4 震災復興</p> <p>復興計画やまちづくりの検討組織に必ず女性等が委員として参画できるように</p>

	<p>する。</p> <p>4-5 その他 保育園、幼稚園、小学校、中学校等の施設で家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止対策を強化するなど子どもの安全を確保するための処置を行う。 (追加)</p>	<p>にする。</p> <p>4-5 その他 保育園、幼稚園、小学校、中学校等の施設で家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止対策を強化するなど子どもの安全を確保するための処置を行う。 ジェンダーアイデンティティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。</p>
<p>第2章 災害予防</p>	<p>第2節 災害応急活動への備えの充実</p> <p>2-1 情報収集・連絡活動</p> <p>1. 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 多様な情報収集連絡体制の整備 インターネット、市関連機関のネットワーク等を整備し、報道機関、市民等からの多様な災害関連情報等の収集連絡体制を確立する。(追加)</p> <p>2-4 緊急輸送活動</p> <p>1. 交通の確保</p> <p>●新たに(4)を追加</p> <p>2. 緊急輸送活動</p> <p>●新たに(3)を追加</p> <p>(3)広域輸送拠点 (略)</p> <p>(4)緊急通行車両等の事前届出 (略)</p> <p>2-7 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動</p> <p>4. 保健衛生</p> <p>●新たに(5)を追加</p>	<p>第2節 災害応急活動への備えの充実</p> <p>2-1 情報収集・連絡活動</p> <p>1. 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 多様な情報収集連絡体制の整備 インターネット、市関連機関のネットワーク等を整備し、報道機関、市民等からの多様な災害関連情報等の収集連絡体制を確立する。必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。</p> <p>2-4 緊急輸送活動</p> <p>1. 交通の確保</p> <p>(4)維持管理 道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努めることとする。</p> <p>2. 緊急輸送活動</p> <p>(3)無人航空機等の利用 救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機やバイク等地域の実情に応じた輸送手段の確保に努める。</p> <p>(4)広域輸送拠点 (略)</p> <p>(5)緊急通行車両等の事前届出 (略)</p> <p>2-7 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動</p> <p>4. 保健衛生</p> <p>(5)災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)等関係団体と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士によ</p>

る巡回栄養相談等を実施することとする。

第3章
災害応急
対策

第2節 活動体制の確立
2-2 広域的受援・応援体制

広域応援要請	本部長・本部班	○ 行政機関への広域応援要請の判断、実施を行う
	各部	○ 行政機関への広域応援要請を本部長・本部班に依頼する ○ 関係機関との協定に基づき広域応援要請を実施
広域応援部隊の受入れ	要請依頼した担当班	○ 応援部隊を受け入れる ○ 応援部隊の活動計画を作成する
	市民班	○ 応援部隊の食料、飲料水、宿舎等の不足時の対応を行う
	本部班	○ 行政機関・関係機関への広域応援要請情報の一括管理・調整を行う ○ 広域応援部隊の活動情報の一括管理、調整を行う
	都市整備班	○ 応援部隊の活動拠点に関するオープンスペース利用の総合的調整を実施する

2. 地震等大規模災害が発生し、三木市の被害が比較的軽微であった場合においては、速やかに応援体制を確立して甚大な被害を受けた県内市町などへ効率的

第2節 活動体制の確立
2-2 広域的受援・応援体制

広域応援要請	本部長・本部班	○ 行政機関への広域応援要請の判断、実施を行う
	各部	○ 行政機関への広域応援要請を本部長・本部班に依頼する ○ 関係機関との協定に基づき広域応援要請を実施
広域応援部隊の受入れ	要請依頼した担当班	○ 応援部隊を受け入れる ○ 応援部隊の活動計画を作成する
	総務班	○ 応援部隊の食料、飲料水、宿舎等の不足時の対応を行う
	本部班・総務班	○ 応援部隊等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定して、応援部隊等に対して紹介できるホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。
	本部班	○ 行政機関・関係機関への広域応援要請情報の一括管理・調整を行う ○ 広域応援部隊の活動情報の一括管理、調整を行う
	都市整備班	○ 応援部隊の活動拠点に関するオープンスペース利用の総合的調整を実施する

2. 地震等大規模災害が発生し、三木市の被害が比較的軽微であった場合においては、速やかに応援体制を確立して甚大な被害を受けた県内市町などへ効率的

かつ効果的な応援を行う。
(追加)

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

4-2 緊急輸送実施の手続き

3. 緊急輸送車両の事前届出、確認の手続き

(2) 審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、公安委員会から緊急通行車両事前届出済証が交付される。

(3) 災害時には、最寄りの警察署又は検問所において、届出済証による確認が行われ、標章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。

●新たに(4)を追加

第5節 避難誘導

5-2 避難所の開設・運営

避難所の開設	各公民館への配置要員・教育班	○ 公民館を避難所として開設する
	学校長、所管課職員	○ 公民館以外の学校等を避難所として開設する場合、派遣される避難施設管理職員に協力する
	避難者	○ 指定された避難所以外の施設の届出を行う
避難所の管理	福祉班・市民班・教育班	○ 市本部から派遣され、避難所の管理責任を持つ
	避難者	○ 地域住民を中心として、避難所の運営に当たる
避難所情報の管理	福祉班	○ 防災端末を用いて、避難所情報を入力する
学校における対応	学校長・教職員	○ 福祉班と協力して避難者の保護に当たる
	学校長	○ 避難者がいる場合でも、教育機能の早期回復に努める
要配慮者への対応	福祉班	○ 要配慮者の健康状態、疾病状態の聞き取り調査を実施する

かつ効果的な応援を行う。

なお、応援職員の派遣にあたっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底する。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

4-2 緊急輸送実施の手続き

3. 緊急輸送車両の事前届出、確認の手続き

(2) 審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、公安委員会から緊急通行車両事前届出済証標章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。

(3) 災害時には、従前の緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、最寄りの警察署又は検問所において、届出済証による確認が行われ、標章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。

(4)市は、輸送協定を締結する業者に対して、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第5節 避難誘導

5-2 避難所の開設・運営

避難所の開設	各公民館への配置要員・教育班	○ 公民館を避難所として開設する
		○ パーティション、段ボールベッド、トイレの環境整備（水洗利用の一時停止等）等の避難所開設当初からの設置に努める
	学校長、所管課職員	○ 公民館以外の学校等を避難所として開設する場合、派遣される避難施設管理職員に協力する
	避難者	○ 指定された避難所以外の施設の届出を行う
避難所の管理	福祉班・市民班・教育班	○ 市本部から派遣され、避難所の管理責任を持つ
	避難者	○ 地域住民を中心として、避難所の運営に当たる
避難所情報の管理	福祉班	○ 防災端末を用いて、避難所情報を入力する
避難所以外の場所に滞在す	市民班	○ 被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補

医療救護コーディネーター班	○ 避難所への救護班の派遣計画を策定する ○ 避難生活が長期化した場合、救護班の再編成を行う
加東健康福祉事務所(加東保健所)	○ 避難生活が長期化した場合、メンタルケアの専門チームの派遣を行う

事前対策

- 新たに項目を追加

第7節 保健衛生、感染症対策

7-2 清掃計画

3. し尿処理

(3)仮設トイレの配備

- 1) 避難所周辺と公園等に必要数を設置(男性用1に対して女性用3の割合で設置する)

る被災者への対応		充等の支援を行う ○ 被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する
学校における対応	学校長・教職員	○ 福祉班と協力して避難者の保護に当たる
	学校長	○ 避難者がいる場合でも、教育機能の早期回復に努める
要配慮者への対応	福祉班	○ 要配慮者の健康状態、疾病状態の聞き取り調査を実施する
	医療救護コーディネーター班	○ 避難所への救護班の派遣計画を策定する ○ 避難生活が長期化した場合、救護班の再編成を行う
	加東健康福祉事務所(加東保健所)	○ 避難生活が長期化した場合、メンタルケアの専門チームの派遣を行う

事前対策

- 必要に応じ、避難所に家庭動物のためのスペース及び資材の確保に努める。

第7節 保健衛生、感染症対策

7-2 清掃計画

3. し尿処理

(3)仮設トイレの配備

- 1) 避難所周辺と公園等に簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努める(原則、男性用1に対して女性用3の割合で設置するが、男女比の割合だけでなく、利用者数に応じた設置数となるよう努める。)

項目	現行計画									修正項目								
参考資料 47	参考資料 47 応急仮設住宅建設予定地									参考資料 47 応急仮設住宅建設予定地								
	予定地	所在	面積(m ²)	仮設住宅戸数(戸)	汚水処理(公共下水)	上水	電気	ガス	備考	予定地	所在	面積(m ²)	仮設住宅戸数(戸)	汚水処理(公共下水)	上水	電気	ガス	備考
	朝日ヶ丘団地	朝日が丘	3,900	60	○	○	○	LP		朝日ヶ丘団地	朝日が丘	3,900	60	○	○	○	LP	
	三木グリーンパークグラウンド	小林	18,000	207	○	○	○	LP		三木グリーンパークグラウンド	小林	18,000	207	○	○	○	LP	
	三木幼稚園前	岩宮	1,800	20	○	○	○	都市		三木幼稚園前	岩宮	1,800	20	○	○	○	都市	
	多目的広場	小林	15,600	214	○	○	○	LP		多目的広場	小林	15,600	214	○	○	○	LP	
	吉川総合公園	西奥	20,800	240	○	○	○	LP		吉川総合公園	西奥	20,800	240	○	○	○	LP	
	市民ふれあい広場	加佐	2,000	34	○	○	○	LP		市民ふれあい広場	加佐	2,000	34	○	○	○	LP	
	松が丘（三木東中北側）	宿原	14,900	143	○	○	○	LP		松が丘（三木東中北側）	宿原	14,900	143	○	○	○	LP	
	自由が丘北公園	吉田	11,100	163	○	○	○	都市		自由が丘北公園	吉田	11,100	163	○	○	○	都市	
緑が丘スポーツ公園	緑西2	11,000	128	○	○	○	都市		緑が丘スポーツ公園	緑西2	11,000	128	○	○	○	都市		